

○菊池市会計年度任用職員の任用等に関する取扱要綱

令和2年3月27日

訓令第7号

改正 令和2年12月24日訓令第25号

令和6年4月1日訓令第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任用)

第2条 会計年度任用職員は、職務の遂行に必要な知識及び技能を有する者のうちから、選考により任命権者が任用する。

2 任命権者は、会計年度任用職員の任用に当たっては、公募によることとし、任命権者が定める労働条件に関する次の事項について明示しなければならない。

(1) 任用期間

(2) 就業の場所及び従事すべき業務の内容(就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む。)

(3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間並びに休日

(4) 給料又は報酬額及び諸手当の額並びにその支給方法

(5) 健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険の適用

(6) 服務に関する事項

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。

(1) 前年度に設置されていた職又は当年度に設置されている職(以下この号において「当該職」という。)に任用されていた者を当該職と同一の職務内容と認められる職への任用の選考の対象とする場合において、能力の実証を行い、その結果が良好であるとき。

(2) 職務の性質上、公募により難いと任命権者が認める場合

4 前項第1号の規定による公募によらない任用(以下「公募によらない再度任用」という。)は、同一の者について原則2回までとする。

(任用期間)

第3条 会計年度任用職員の任期は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。

(任用手続)

第4条 会計年度任用職員の任用手続は、主管課において行う。

2 任命権者は、会計年度任用職員を任用する場合は、任用しようとする者に対し、会計年度任用職員任用通知書(様式第1号)により通知しなければならない。なお、被任用者から承諾書兼誓約書(様式第2号)を徴するものとする。

3 任命権者は、任用を決定した場合は、被任用者に辞令書を交付するものとする。

(条件付採用の期間)

第5条 条件付採用の期間は、次条に規定する場合を除き、採用の日から起算して1月とする。

2 前項の期間の終了前に任命権者が別段の措置をしない場合は、当該期間が終了した日の翌日から正式採用となるものとする。

(条件付採用の期間の延長)

第6条 条件付採用期間の開始後1月間において実際に勤務した日数が15日に満たない会計年度任用職員については、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長するものとする。ただし、当該職員の任用期間を超えることとなる場合においては、この限りでない。

(分限)

第7条 会計年度任用職員の分限は、菊池市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成17年条例第30号)の規定の例により、行うものとする。

(懲戒)

第8条 会計年度任用職員の懲戒は、菊池市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成17年条例第33号)の規定の例により、行うものとする。

(服務)

第9条 会計年度任用職員の服務は、常勤職員の例による。

(社会保険)

第10条 会計年度任用職員の社会保険の適用については、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第11条 会計年度任用職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)及び市町村非常勤職員公務災害補償条例(平成16年熊本県市町村総合事務組合条例第8号)に定めるところによる。

(健康診断)

第12条 会計年度任用職員の健康診断については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に定めるところによる。

(自己都合退職)

第13条 会計年度任用職員が自己の都合により退職しようとするときは、任命権者は、退職願を徴するものとする。

2 課等の長は、会計年度任用職員が任用期間満了前に退職した場合は、直ちにその旨を任命権者に報告しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日前に設置された一般職の非常勤の職については、第2条第3項第1号に規定する前年度に設置されていた会計年度任用の職とみなす。

3 前項の規定により前年度に設置されていた会計年度任用の職とみなされる職のうち任命権者が別に定める職に任用されている職員が、公募によらない再度任用により、会計年度任用職員として任用された場合における公募によらない再度任用の回数の上限は、第2条第4項の規定にかかわらず、任命権者が別に定める。

(準備行為)

4 会計年度任用職員の任用手続その他の準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則(令和2年訓令第25号)

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

附 則(令和6年訓令第6号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

会計年度任用職員任用通知書

第 号
年 月 日

様

任命権者 印

あなたを次の勤務条件等により、会計年度任用職員に任用します。

職員区分	
職種区分	
勤務場所	(任用直後) (変更の範囲)
勤務内容	(任用直後) (変更の範囲)
任用根拠	会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第 号)
任用期間	年 月 日 ~ 年 月 日 任期が当該年度の末日までの期間に満たない場合は、勤務実績、態度、能力等を考慮した上で、当該年度の範囲内において任期の更新を行うことがある。
再度の任用	勤務成績が良好で予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、再度任用する場合がある。(公募によらない選考による再度の任用は、原則2回を上限とする。)
勤務時間及び休憩時間並びに時間外勤務及び休日勤務の有無に関する事項	勤務時間： 時 分 ~ 時 分 1日の勤務時間： 時間 分 週の勤務時間： 時間 休憩時間： 時 分 ~ 時 分 時間外勤務の有無： 休日勤務の有無：
勤務日	
勤務しない日	
休暇	年次有給休暇の有無： 菊池市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に定める休暇を与える。

報酬等	報 酬 の 額： 円（時給・日額・月額） 期末手当の支給の有無： 勤勉手当の支給の有無： 通勤手当の有無： ※報酬額、期末手当、勤勉手当、各種手当に相当する報酬、通勤に係る費用弁償については、条例、規則等に基づき、額の決定や支給を行う。 支 払 日：原則毎月 15 日（翌月支給） 期末手当及び勤勉手当の支給日：6 月 30 日・12 月 20 日 支 払 方 法：口座振込
社会保険及び 災害補償	健康保険の加入の有無： 厚生年金保険の加入の有無： 雇用保険の加入の有無： 公務災害等補償等：菊池市会計年度任用職員の任用等に関する取扱要綱第 11 条の定めるところによる。
退職	・任用期間が満了した場合には当然に退職とする。 ・自己都合退職の手続きは退職する 1 か月以上前に書面により申し出なければならない。 ・法令に規定する分限又は懲戒の事由に該当するときは、任期満了前であっても免職することがある。
服務	任期中、以下の義務を負う。 (1)法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条） (2)信用失墜行為の禁止（同法第 33 条） (3)秘密を守る義務（同法第 34 条） (4)職務に専念する義務（同法第 35 条） (5)政治的行為の制限（同法第 36 条） (6)争議行為等の禁止（同法第 37 条） (7)営利企業への従事等の制限（同法第 38 条） ※（7）について、パートタイム会計年度任用職員である場合は、兼業を行うことができるが、兼業を開始する場合には、速やかに所属課へ届け出ること。兼業の内容等によっては、上記の服務規定に違反し、懲戒処分又は分限処分の対象となる場合がある。
備考	その他、任用条件等については、この通知書に定めるもののほか、規則、訓令に定めるところによる。

様式第2号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

任命権者

様

住 所
氏 名
(本人自署)

承 諾 書 兼 誓 約 書

年 月 日付け 第 号にて通知された勤務条件等について、提示された内容により任用されることを承諾するとともに、下記の事項を遵守し、誠実かつ公正に職務を執行することを誓約します。

記

- (1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法第32条)
- (2) 信用失墜行為の禁止(同法第33条)
- (3) 秘密を守る義務(同法第34条)
- (4) 職務に専念する義務(同法第35条)
- (5) 政治的行為の制限(同法第36条)
- (6) 争議行為等の禁止(同法第37条)
- (7) 営利企業への従事等の制限(同法第38条)

※(7)について、パートタイム会計年度任用職員である場合は、兼業を行うことができますが、兼業を開始する場合には、速やかに所属課に届け出て下さい。兼業の内容等によっては、上記の服務規定に違反し、懲戒処分又は分限処分の対象となる場合があります。